

学校環境衛生基準におけるエチルベンゼンの 基準値等の見直しについて



学校環境衛生基準の一部改正案に関するパブリックコメント（意見公募手続）が2026年1月8日から2月7日まで実施されました。主な改正点はエチルベンゼンの基準値と揮発性有機化合物の測定方法についてです。

2025年1月17日にエチルベンゼンの室内濃度指針値が3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改正されました。このことを踏まえ、改正案では文部科学大臣が定める学校環境衛生基準においても、当該指針値の改正と同様に、エチルベンゼンの基準を、3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ としています。また、揮発性有機化合物の測定方法についての表記を改めるとともに、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの方法について、容器採取法の記載が削除されます。施行は2026年4月1日が予定されています。

当社では室内空気環境の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社揮発性有機化合物分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026年1月8日付 e-Gov パブリックコメント](#)

新入社員、新配属の方への教育のススメ

新しく入社・配属された方は、最初に仕事を把握する事が大変だと思います。そんな時当社の小冊子をぜひご活用ください！

ご要望に応じて小冊子を用いた出張セミナーも承ります。詳しくは下記URL、右記QRコードからご覧いただけます。

<http://www.knights.jp/bkform.html>

